

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年1月14日(火)午後3時から午後4時20分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員

(1) 農業委員 (17名)

1番	林 喜太郎	委員	2番	及川 正義	委員
3番	金杉 勝城	委員	4番	布施 陽子	委員
5番	高品 文敬	委員	6番	椎名 寛	委員
7番	布施 行雄	委員	8番	小林 須美子	委員
9番	太田 憲一	委員	10番	大木 武一	委員
11番	鈴木 茂	委員	12番	佐藤 正剛	委員
13番	石田 利之	委員	14番	安藤 幸春	委員
15番	穴澤 久男	委員	16番	伊藤 栄治	委員
17番	渡邊 弘仁	委員			

(2) 農地利用最適化推進委員 (11名)

19番	秋山 菊次	委員	20番	布施 利雄	委員
21番	加瀬 安男	委員	22番	並木 昭男	委員
23番	鎌形 豊	委員	24番	山崎 幸治	委員
25番	塚本 繁雄	委員	26番	木原 正勝	委員
27番	江波戸 和男	委員	28番	寺本 利幸	委員
29番	石橋 誠	委員			

4 欠席委員

(1) 農業委員 (0名)

(2) 農地利用最適化推進委員 (1名)

18番 伊藤 輝夫 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 令和元年度第8次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について (別冊)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 7件

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について 1件

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について

	6 件
決議案第 1 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について	
報告事項 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	1 件
その他	

- 6 事務局職員出席者
 (農業委員会事務局) 事務局員 3 名
 (市産業振興課) 職員 3 名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和 2 年 1 月農業委員会定例総会を開会いたします。
 はじめに、伊藤会長から御挨拶をお願いいたします。

伊藤会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
 委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は伊藤会長にお願いいたします。

議長 本日の出席農業委員は 17 名中 17 名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、5 番高品文敬委員、6 番椎名寛委員を指名いたします。

以上で日程第 1 を終わります。

議長 続きまして、日程第 2 の議案第 1 号「令和元年度第 8 次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る 1 月 9 日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行会長より報告をお願いいたします。

11 番 本件につきましては、去る 1 月 9 日、午後 2 時より、市民ふれあいセンタ

一視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、令和元年12月25日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和元年度第8次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行会長からの報告が終わりました。詳細について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和元年度第8次農用地利用集積計画(案)について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和元年度第8次農用地利用集積計画(案)について」の採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」を議題といたします。なお、本議案については去る1月9日農地農政委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地農政委員長より報告を

お願いいたします。

【農地農政委員長からの報告】

2番 農地農政委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る1月9日午後2時30分より、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地農政委員会を開催いたしました。

内容につきましては、令和元年12月11日に匝瑳市から照会のありました別冊の農業振興地域整備計画変更に係る意見について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画変更は適当と思われま

す。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より説明申し上げます。

本総会において承認されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議長 農地農政委員長の報告が終わりました。詳細について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農業振興地域整備計画変更の内容を説明】

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第2号「農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題

といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局　　初めに、議案第3号の番号2番の案件について、申請者から1月10日付けで許可申請の取下げ願いが提出されましたので、事務局で受理し、同日付けで受理通知を交付いたしました。

それでは、議案第3号の議案書を御覧ください。番号1番、6番及び7番は、利用権設定に関する件であります。番号3番から5番まで及び8番は、所有権移転に関する件であります。

【議案第3号、番号1番及び3番から8番までを議案書を基に朗読】

番号1番及び3番から8番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

なお、番号6番と7番は、議案第6号の番号2番の農地法第5条の規定による許可申請に付随する案件であるため、議案第6号の当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

議 長　　ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

5 番　　番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

3 番　　番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま
番号4番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま
番号5番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

9 番　　番号6番と7番の譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思いま

1 4 番　　番号8番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

議 長　　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長　　議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決することと共に、番号6番と7番については、知事の処分に併せて会長専決とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の議案書を御覧ください。

【議案第4号、番号1番を議案書を基に朗読】

番号1番について、営農型太陽光発電設備用地として畑3, 264㎡の内10.54㎡に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

15番 番号1番について、申請地を営農型太陽光発電設備用地として計画するものです。農地区分については、農用地区域内農地ですが、例外事項に該当すると思われます。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第5号、議案書を基に朗読】

番号1番について、当初計画者は、申請地に賃貸住宅2棟の建築を計画しておりましたが計画を断念したため、新たに承継者が専用住宅用地として計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

8番 番号1番について、当初事業計画者は、賃貸住宅2棟の建築を計画しておりましたが、その後体調を崩し、実施を断念したそうです。承継後の事業計画は、問題ないと思います。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第5号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号の議案書を御覧ください。

【議案第6号、番号1番から6番までを議案書を基に朗読】

番号1番について、53台分の駐車場用地として田1,606㎡を譲り受け、計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、営農型太陽光発電設備用地として畑2,027㎡の内0.243㎡を借り受け、計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、127台分の駐車場と94台分の貸駐車場用地として畑7,260㎡を譲り受け、計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番と5番の譲受人は同一です。専用住宅用地として畑2筆計99㎡を譲り受け、申請地に隣接する山林161㎡を合わせた合計257㎡に住宅の建築を計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号6番について、6台分の駐車場用地として畑176㎡を借り受け、計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

6番 番号1番について、申請地を駐車場用地として計画するものです。農地区分については、第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

9番 番号2番について、申請地を営農型太陽光発電設備用地として計画するものです。農地区分については、農用地区域内農地ですが、例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

番号3番について、申請地を駐車場及び貸駐車場用地として計画するものです。農地区分については、第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

8番 番号4番と5番について、譲受人は妻、子1人と市内の賃貸住宅で生活し

ておりますが、子の成長に伴い手狭となったことから、子の通う小学校の学区内にある申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

2 番 番号6番について、申請地を駐車場用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第6号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、決議案第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、決議案第1号の議案書を御覧ください。

【決議案第1号を議案書を基に朗読】

本件につきましては、決議案のとおり、農業委員会の法令遵守に関し、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の綱紀保持と法令に則った適

正な議事運営の確保について、決議を行うよう全国農業会議所会長から依頼があったため、本総会に提案させていただきました。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 決議案第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、決議案第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」採決に入ります。

決議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、
議案第1号 令和元年度第8次農用地利用集積計画(案)について (別冊)
議案第2号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について (別冊)
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 7件
議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について

	1 件
議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る 意見決定について	1 件
議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定について	6 件
決議案第 1 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について	
報告事項 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	1 件
でありました。	

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和 2 年 1 月 14 日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会
いたします。